

神戸市市民活動補償制度に関するよくある質問（Q & A）

《目 次》

【制度の概要】

- Q 1 どのような制度ですか？
- Q 2 対象となる市民活動はどのようなものですか？
- Q 3 交通費を受け取った場合も対象になりますか？
- Q 4 この制度を利用するための登録や申込はどうすればよいですか？また、保険料はいくらかかりますか？
- Q 5 事故が発生した場合はどうすればよいのでしょうか？

【対象活動】

- Q 6 地域の公園の清掃活動は対象となりますか？
- Q 7 マンション内の清掃活動は対象になりますか？
- Q 8 地域の有志で作っているボランティアグループで公園の清掃活動などを行っていますが、補償金制度の対象となりますか？
- Q 9 ボランティア活動の事前打合せのために打合せ場所へ行った際、玄関口で転倒しけがをしたが、補償金制度の対象となりますか？
- Q 10 P T Aや学校開放委員会の活動は補償金制度の対象となりますか？
- Q 11 企業等の職員が、社会貢献活動と事業として自治会等の活動に参加した場合、補償金の対象となりますか？

【対象者】

- Q 12 対象者は、どのような人ですか？

【賠償責任事故】

- Q 13 地域の交流行事のボランティアとして会場へ自転車で向かう途中、人をはねてけがをさせた場合は対象となりますか？
- Q 14 発生した事故に対する賠償責任が団体に及ぶ場合は、団体も対象となりますか？
- Q 15 地域のお祭りで使う道具を保管場所から会場である公園へ車で運ぶ途中、通行人と接触してケガを負わせたが、賠償責任事故の対象となりますか？
- Q 16 地域のお祭りで使う道具（太鼓や音響機器など）を参加者が誤って壊した場合、賠償責任事故の対象となりますか？
- Q 17 公園清掃を地域団体の役員の所有している草刈り機で行っています。活動中にその草刈り機が故障した場合、賠償責任事故の対象となりますか？
- Q 18 当事者間で示談を済ませてしまったが、補償金は支払われますか？
- Q 19 清掃活動に参加していた子どもが誤って事故を起こした場合、賠償責任補償や傷害補償の対象となりますか？
- Q 20 ひとり暮らし高齢者の給食サービスの活動をしているが、もし食中毒が発生した場合に賠償の対象となりますか？
- Q 21 示談金以外にお見舞金（品物含む）を支払ったが、補償金の対象となりますか？

か？

Q22 賠償責任の補償金の請求はどの段階ですればよいのでしょうか？

【傷害事故】

Q23 通勤途中に道で倒れている人を見つけ、助け起こそうとした際、支えきれずに転倒してケガをした場合は対象となりますか？

Q24 市民活動のため、自宅での作業中にケガをしたが、対象となりますか？

Q25 ボランティア活動場所へ向かう途中に転んでケガをした場合に対象となりますか？また、ボランティア活動が終わって帰宅中にけがをした場合は対象となりますか？

Q26 公園での清掃活動中に熱中症となった場合、対象になりますか？

Q27 活動しているボランティアが食中毒になった場合、対象となりますか？

Q28 活動中に頭を強く打ったため、念のため、医療機関で検査を行った。結果として幸いにも異常は認められなかったが、この場合も対象となりますか？

Q29 活動中のボランティアの方が突然倒れ、残念なことにその日に亡くなった。病名は心臓発作と診断されたが、補償金の対象となりますか？

Q30 地域活動で持病の腰痛が悪化して歩けなくなった。この場合の治療費は対象となりますか？

Q31 地域の一斉清掃活動を行う際、道路側溝の溝蓋を持ち上げようとして腰に痛みを感じ、整形外科を受診したが、この場合も対象となりますか？

Q32 市民活動中に地震が発生し、落下した物が頭部にあたりケガをした場合も対象となりますか？

Q33 公園の清掃活動中、スズメバチに刺されて医療機関で治療を行った場合も対象となりますか？

Q34 自治会主催の夏祭り会場で、参加者の子どもが転んでケガをしたが、対象となりますか？

Q35 いったん、治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けた場合も対象となりますか？

Q36 地域の交流行事で子どもたちに竹とんぼ作りを教えていて、ナイフで指をケガしたが、軽症だったため、医療機関は受診しなかった。この場合も対象となりますか？

Q37 入院の際の差額ベッド代や付添看護師費用などは補償金の対象となりますか？

Q38 死亡、後遺障害、入院、通院の補償金は重複して支払われますか？

Q39 手術を受けた場合にも補償金が支払われますか？

Q40 補償金の請求はいつすればよいのでしょうか？

Q41 対象者が他の損害保険に加入していた場合に、支払いはどうなりますか？

【その他】

Q42 入院、通院の補償金の請求の際に医師の診断書が必要ですか？

Q43 診断書料は補償金の対象となりますか？

Q44 活動に従事した後、新型コロナウイルスにり患した場合の宿泊療養、入院、通院は対象になりますか？

【制度の概要】

Q 1 どのような制度ですか？

A 1 地域団体などにおいて市民活動を行うボランティアの方が安心して参加していただけるよう、市民活動中の事故などにより、活動の従事者がケガなどを負ったり、他人の生命、身体、財物に損害を与え、地域団体等が法律上の賠償責任を負った場合に補償金を支払う制度です。

(主な補償内容)

①賠償責任補償

- ・ 身体賠償 1名あたり限度額 1億円
1事故あたり限度額 5億円
- ・ 財物賠償 1事故あたり限度額 1,000万円
- ・ 保管者賠償 1事故あたり限度額 500万円

②傷害補償

- ・ 通院 1日2,000円（事故の日から180日間において、通院日数90日を限度）
- ・ 入院 1日3,000円（事故の日から180日間を限度）
- ・ 後遺障害補償金 500万円を限度額
- ・ 死亡補償金 500万円

* 詳しくは「神戸市市民活動補償制度のご案内」をご覧ください。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/kurashi/activate/support/hoshouseido.html>)

Q 2 対象となる市民活動はどのようなものですか？

A 2 次の①～④を全て満たす市民活動が対象となります。

- ①活動が公共的団体（※ 1）の責任者の管理下で行われること
- ②活動内容が下の表に掲げるものであること
- ③無報酬であること（実費弁償程度は可）
- ④従事者（※ 2）が市内に在住・在勤・在学のどれかをしていること

※ 1 「公共的団体」とは次のものをいいます。

- ・ 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ふれあいのまちづくり協議会、まちの美緑花ボランティア等、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として、神戸市内に活動の本拠地を置いて、継続的・計画的に活動を行っている団体など
- ・ 上記の各地域団体を構成団体とする連合体
- ・ その他、自主的・自発的かつ継続的・計画的に広く公共の利益を目的とした活動を行っており、市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される団体

※ 2 【対象外】行事、催し物への参加者、競技への出場者は対象外です（従事者であっても、競技参加中の事故は対象外です）。

	区 分	対 象 活 動
1	生活環境に関する活動	防災活動、防火活動、防犯活動、交通安全活動、保健衛生活動
2	自然環境に関する活動	公園の環境整備運動、河川の環境整備運動、道路の環境整備運動、クリーン活動、集団資源回収活動、地球環境を守る活動（減量化・分別化）
3	社会福祉に関する活動	高齢者の福祉のための活動、障害者の福祉のための活動、児童の福祉のための活動、母子・子育て支援のための活動、社会福祉施設への協力活動
4	青少年育成に関する活動	青少年の自立支援活動、青少年の安全・安心のための活動
5	社会教育・文化スポーツ・国際交流に関する活動	社会教育活動、文化振興活動、スポーツ振興活動 国際交流活動
6	その他市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される活動	

Q 3 交通費を受け取った場合も対象になりますか？

A 3 活動に対する対価が無報酬であることを原則としますが、実費弁償程度の金品の授受があったとしても、本制度の対象となり得ます。

例えば、交通費や食費を賄うために支払われるものなど、実費弁償的な性格の金品で、常識的に妥当な範囲の金額（価値）である場合に限り得ます。

Q 4	この制度を利用するための登録や申込はどうすればよいのでしょうか。また保険料はいくらがかかりますか？
A 4	事前の登録や申込は不要です。神戸市において市民活動を行う市民を対象に保険契約を締結しますので、保険料の負担も不要です。 地域団体の自主的なボランティア活動については、事故が発生した後、各区役所の地域協働課で手続きをしてください。 また、市の助成などにより実施する市民活動については、その制度の所管課に申し出てください。 手続きには、所定の書類のほか、ボランティア活動内容が客観的に分かる書類（規約、事業計画、行事案内チラシ、従事者名簿など）も必要になることがあります。活動内容が確認できない場合は、補償金が支払われない場合がありますので、日頃から書類を整理しておいてください。 * 手続きの詳細は「神戸市市民活動補償制度のご案内」をご覧ください。

Q 5

事故が発生した場合はどうすればよいでしょうか？

A 5

事故が発生した時に、下記の窓口へ「市民活動事故発生状況報告書兼事故証明書（様式第 1 号）」を提出してください。

【市が助成等を行い実施される市民活動】

事業の所管課に申し出てください。

【地域団体等の自主的なボランティア活動】

区役所所管課	郵便番号	所 在 地	電話（代表）
東灘区地域協働課	658-8570	東灘区住吉東町 5-2-1	078-841-4131
灘区地域協働課	657-8570	灘区桜口町 4-2-1	078-843-7001
中央区地域協働課	651-8570	中央区東町 115 番地	078-335-7511
兵庫区地域協働課	652-8570	兵庫区荒田町 1-21-1	078-511-2111
北区地域協働課	651-1195	北区鈴蘭台北町 1-9-1	078-593-1111
北神区役所地域協働課	651-1302	北区藤原台中町 1-2-1	078-981-5377
長田区地域協働課	653-8570	長田区北町 3-4-3	078-579-2311
須磨区地域協働課	654-8570	須磨区大黒町 4-1-1	078-731-4341
垂水区地域協働課	655-8570	垂水区日向 1-5-1	078-708-5151
西区地域協働課	651-2295	西区梶台 5-4-1	078-940-9501

様式は市ホームページでダウンロードするか、上記の窓口でお受け取りください。

い。

【対象活動】

Q 6	地域の公園の清掃活動は対象となりますか？
A 6	対象となります。 公園のような不特定多数の方が使う場所の清掃は公益的活動であるため、「公共的団体の責任者の管理下で行われること」などの他の要件（Q2）が満たされれば対象となります。 ただし、電動草刈り機等機械を使用した草刈り中の飛び石などによる物損事故などは、補償対象となりませんので、ご注意ください。

Q 7	マンション内の清掃活動は対象になりますか？
A 7	対象となりません。 マンションの敷地のような共有の管理地の清掃は、共有財産の管理のための活動であるためです。
Q 8	地域の有志で作っているボランティアグループで公園の清掃活動などを行っていますが、補償制度の対象となりますか？
A 8	対象となります。 ただし、計画的・継続的に行われている活動か確認するため、会則や活動計画書、活動者名簿、行事のチラシなどを提出いただくことがあります。
Q 9	ボランティア活動の事前打合せのために打合せ場所へ行った際、玄関口で転倒しけがをしたが、補償制度の対象となりますか？
A 9	対象となります。 本制度の対象となる市民活動を実施するために必要な打合せ、事前準備も対象となります。また、地域団体などを運営するための総会、役員会、定例会も対象となります。 ただし、行事の打ち上げ、忘年会等の親睦行事、役員の慰労会など、会員等だけで飲食を主たる目的とした行事は対象とはなりません。
Q 10	P T Aや学校施設開放委員会の活動は補償制度の対象となりますか？
A 10	公益活動に類似していますが、それぞれの団体の活動方針における自助活動とみなされるため、対象となりません。
Q 11	企業などの職員が、社会貢献活動として自治会などの活動に参加した場合、補償金の対象となりますか？
A 11	本制度は、地域団体等の自主的なボランティア活動を支援するためのものであるため、企業・お店などが行うボランティア活動は対象となりません。

【対象者】

Q12	対象者は、どのような人ですか？
A12	次の要件をすべて満たす方が対象です。 ①公共的団体（※Q2）の責任者の管理下での活動中、事故にあわれた方 ②無報酬であること（実費弁償程度は可） ③市内に在住・在勤・在学のどれかをしていること ④行事や催し物への参加者、競技への出場者ではないこと ボランティア活動者を対象としているため、行事や催し物への来場者・参加者の事故は対象外です。 （従事者であっても、競技参加中の事故は対象外です。） ※行事や催し物への来場者など、参加者の事故を補償する保険として、社会福祉協議会や各保険会社が扱っているレクリエーション保険などがあります。 必要に応じてご検討ください。

【賠償責任事故】

Q13	地域の交流行事のボランティアとして会場へ自転車で向かう途中、人をはねてケガをさせた場合は対象となりますか？
A13	対象となりません。 賠償責任事故は活動中のみ対象となります。 ただし、傷害事故は自宅と活動場所の往復経路も対象となるため、ご本人のケガは補償金の対象となります（私用でどこかに立ち寄る場合には対象とならない場合がありますのでご注意ください）。
Q14	発生した事故に対する賠償責任が団体に及ぶ場合は、団体も対象となりますか？
A14	当該制度は、地域団体などの活動を支援するためのものであるため、地域団体が賠償責任を負った場合のみ対象となります。
Q15	地域のお祭りで使う道具を保管場所から会場である公園へ車で運ぶ途中、通行人と接触してケガを負わせたが、賠償責任事故の対象となりますか？
A15	対象となりません。 自動車による賠償責任事故は原因の如何を問わず対象となりません。 ただし、ボランティア活動従事者である運転者および同乗者がケガをした場合、傷害事故の対象となります。

Q 16 地域のお祭りで使う道具（太鼓や音響機器など）を参加者が誤って壊した場合、賠償責任事故の対象となりますか？

A 16 対象となりません。

賠償責任事故は、従事者などの軽過失により、参加者や第三者の財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、活動の責任者などが法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。

そのため、参加者が壊した場合は、借りた道具であっても、地域団体などが所有する道具であっても、賠償責任事故の対象にはなりません。

Q 17 公園清掃を地域団体の役員が所有している草刈り機で行っています。活動中にその草刈り機が故障した場合、賠償責任事故の対象となりますか？

A 17 対象となりません。

活動中で生じたとしても、その団体内で用意した個人所有の機器の故障は賠償責任事故の対象にはなりません。

Q 18 当事者間で示談を済ませてしまったが、補償金は支払われますか？

A 18 示談の内容が法律上の賠償責任の範囲内の金額を負担するものであれば、（補償限度額の範囲内で）補償金で賠償額を賄うことができます。

しかし、法律上の賠償責任はないのに道義的理由だけで見舞金を支払ったり、保険会社の承諾を得ずに争訟費用を支出したりした場合には、補償金は客観的に妥当性のある金額しか支払われませんので、補償金で賠償額などを全額賄うことはできなくなる可能性があります。当事者間だけで示談をする前に、ご連絡ください。

Q 19 清掃活動に参加していた子どもが誤って事故を起こした場合、賠償責任補償や傷害補償の対象となりますか？

A 19 （賠償責任事故）

通常子どもが起こした事故に対しては、その親権者である親や、団体の責任者に対して監督責任が問われることとなります。

本制度は、地域団体等の活動を支援する制度であるため、子どもが起こした事故であっても、地域団体などが法律上の賠償責任を負った場合は補償の対象となります。団体の責任者から子どもが清掃活動の従事者であると報告が必要です。

ただし、親権者が自分の子どもにケガをさせた場合は、対象外となります。

（傷害事故）

団体の責任者から、ケガをした子どもが清掃活動の従事者であると報告があれば、補償対象となります。

ただし、事故発生時の状況によって対象とならない場合もありますのでご注意ください。

Q 20	ひとり暮らし高齢者の給食サービスの活動をしているが、もし食中毒が発生した場合に賠償の対象となりますか？
A 20	食事の材料ではなく、保健所の指導に従った調理中あるいは運搬中に原因があった場合は対象になります。ただし、あくまでも主催する地域団体などに法律上の責任がある場合にのみ対象となります。

Q 21	示談金以外にお見舞金（品物含む）を支払ったが、補償金の対象となりますか？
A 21	名目の如何を問わず、相手側に支払ったものが法律上の賠償責任額以上のものである場合は対象となりません。

Q 22	賠償責任の補償金の請求はどの段階ですればよいのでしょうか？
A 22	賠償額は示談の成立もしくは裁判所の判決により確定します。したがってその後には請求してください。なお、賠償が確定した日から30日以内に請求してください。

【傷害事故】

Q 23	通勤途中に道で倒れている人を見つけ、助け起こそうとした際、支えきれずに転倒してケガをした場合は対象となりますか？
A 23	対象となりません。 本制度は地域団体などが計画的・継続的に実施する活動を対象としているためです。一時的な善意の行動や突発的な人命救助は対象となりません。

Q 24	市民活動のため、自宅での作業中にケガをしたが、対象となりますか？
A 24	原則として、自宅での活動は対象となりません。 ただし、その活動が自宅を活動場所として計画的・継続的に行う必要があり、地域団体などが定期的に利用していることが証明できる場合などは、対象となる場合がありますので、地域協働局地域活性課へご相談ください。

Q 25	ボランティア活動場所へ向かう途中で転んでケガをした場合に対象となりますか？ また、ボランティア活動が終わって帰宅中にけがをした場合は対象となりますか？
A 25	いずれも対象となります。 傷害事故は、自宅と活動場所との合理的な往復経路も対象となります。 ただし、私用でどこかに立ち寄る場合には対象となりませんのでご注意ください。

Q26	公園での清掃活動中に熱中症となった場合、対象になりますか？
A26	熱中症（熱射病・日射病）は補償の対象となります。

Q27	活動しているボランティアが食中毒になった場合、対象となりますか？
A27	食事の材料ではなく、保健所の指導に従った調理中あるいは運搬中に原因があった場合は対象になります。

Q28	活動中に頭を強く打ったため、念のため、医療機関で検査を行った。結果として幸いにも異常は認められなかったが、この場合も対象となりますか？
A28	医療機関での治療（入院・通院）がない場合は対象となりません。

Q29	活動中のボランティアの方が突然倒れ、残念なことにその日に亡くなった。病名は心臓発作と診断されたが、補償金の対象となりますか？
A29	対象となりません。 急激かつ偶然な外来の事故による死亡やケガなどが対象となります。

Q30	地域活動で持病の腰痛が悪化して歩けなくなった。この場合の治療費は対象となりますか？
A30	対象となりません。 事故前から発生していた疾病・傷病によるものは、補償対象外です。急激かつ偶然な外来の事故によるケガが傷害補償の対象となります。

Q31	地域の一斉清掃活動を行う際、道路側溝の溝蓋を持ち上げようとして腰に痛みを感じ、整形外科を受診したが、この場合も対象となりますか？
A31	対象となりません。 腰痛または頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）で医学的他覚所見（外から見て確認できる腫れや内出血など）のないものは、対象となりません。

Q32	市民活動中に地震が発生し、落下した物が頭部にあたりケガをした場合も対象となりますか？
A32	対象となりません。 地震、噴火、津波など天災による事故は対象となりません。

Q33	公園の清掃活動中、スズメバチに刺されて医療機関で治療を行った場合も対象となりますか？
A33	対象となります。 スズメバチやヒルなどの害虫による傷害等によって死亡や入院・通院した場合は対象となります。蚊は対象となりません。

Q34 自治会主催の夏祭り会場で、参加者の子どもが転んでケガをしたが、対象となりますか？

A34 対象となりません。

当該制度は、ボランティア活動者を対象としているため、行事や催し物への来場者・参加者の事故を対象とはしていません。

Q35 いったん、治癒したと思った傷口がまた悪化し、別の医師の治療を受けた場合も対象となりますか？

A35 前のケガが原因で再度具合が悪くなった点について、医師の証明が得られるものについては対象となります。

ただし、補償金の支払い対象となる期間は、事故の日から180日間が限度であり、その期間内において、前の治療期間分とあわせて、通院は90日分、入院は180日分が支払いの限度となります。

Q36 地域の交流行事で子どもたちに竹とんぼ作りを教えていて、ナイフで指をケガしたが、軽症だったため、医療機関は受診しなかった。この場合も対象となりますか？

A36 医療機関での治療（入院・通院）がない場合は対象となりません。

Q37 入院の際の差額ベッド代や付添看護師費用などは補償金の対象となりますか？

A37 入院や通院の補償金の支払いは、実際にかかった費用を基準に支払いを行うものではなく、入院は1日につき3,000円、通院は1日につき2,000円を支払う、いわゆる定額払いです。

Q38 死亡、後遺障害、入院、通院の補償金は重複して支払われますか？

A38 重複して支払われますが、支払い限度額は次のとおりです。

- ・後遺障害＋死亡＝500万円
- ・入院＋通院＋死亡＝入院と通院の合計金額＋500万円
- ・入院＋通院＋後遺障害＝入院と通院の合計金額＋500万円（限度）

Q39 手術を受けた場合にも補償金が支払われますか？

A39 手術内容によっては、補償金が支払われる場合があります。詳しくは地域協働局地域活性課へお問合せください。

Q 40	補償金の請求はいつすればよいのでしょうか？
A 40	補償金の種類によって、以下の日から30日以内に請求してください。 ・死亡補償金＝「市民活動補償金給付対象認定・不認定通知書（様式第2号）」の通知を受けた日 ・後遺障害補償金＝後遺障害が確定した日(事故の日から180日以内に確定しないときは、180日を超えるその日) ・傷害補償金＝傷害が全治した日(事故の日から180日以内に全治しないときは、180日を超えるその日)

【その他】

Q 41	対象者が他の損害保険に加入していた場合に、支払いはどうなりますか？
A 41	賠償責任事故の場合は他の保険契約の条件によりますので、保険会社間の調整となります（市民活動補償金申請時には、他の損害保険証書の写しが必要となります）。 また、傷害事故の場合は、他の傷害保険に関係なく、本制度により通常の額の補償金が支払われます。

Q 42	入院、通院の補償金の請求の際に医師の診断書が必要ですか？
A 42	傷害事故の場合、請求額が10万円以下の場合は、保険会社所定の申告書（請求書中の「治療状況」欄による）にかえることができます。 賠償責任事故の場合、原則、10万円以下でも医師の診断書が必要となりますので、ご注意ください。

Q 43	診断書料は補償金の対象となりますか？
A 43	対象となりません。 傷害の程度を立証する費用として、ご本人の負担となります。

Q 44	活動に従事した後、新型コロナウイルスにり患した場合の宿泊療養、入院、通院は対象になりますか？
A 44	対象となりません。 事故日が特定できず、従事した市民活動が原因であると正確に判断できないものは、対象となりません。

保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります。

補償対象として認められるかどうかに関して、神戸市で最終判断ができない点に十分留意してください。